

## 訪問型サービス（A3）算定例

P1 『介護予防訪問介護』との変更点

P5 介護予防訪問サービス（介護予防型）＜従前相当サービス＞算定例

P10 介護予防訪問サービス（生活援助特化型）＜基準緩和サービス＞算定例

P15 介護予防型（従前相当サービス）と  
生活援助特化型（基準緩和サービス）を組み合わせた場合の算定例

P17 週の途中の変更事由があった場合の算定例

P21 訪問型サービス Q&A 抜粋

川崎市総合事業サービスコード表（令和3年10月版）

サービスコード単位数表マスタ（csv ファイル）は、

別途、川崎市のホームページに掲載しております。

また、ホームページに掲載の Q&A もご活用ください。

## 『訪問型サービス』の留意点

### ★サービス単位：「1週あたり」

- 1 『1日』の提供時間は最大60分までです。
- 2 1利用者あたり、1週あたりの時間の範囲で、それぞれ次のような提供が可能です。

(1) 『週1回程度』⇒週60分以下の範囲でサービスが必要な方とします。

- 提供可能な例：「60分を週1日提供＝週60分」OK
- 提供可能な例：「30分を週1日提供＝週30分」OK
- 提供可能な例：「30分を週2日提供＝週60分」OK
- ×提供不可な例：「30分を週3日提供＝週90分」NG←60分超のため『週2回程度』で提供

(2) 『週2回程度※』⇒週60分超120分以下の範囲でサービスが必要な方とします。

※1日の上限が60分となるため『週2回程度』で算定する場合は、1週あたりのサービス実日数が最低2日以上あることが必要となります

- 提供可能な例：「60分を週2日提供＝週120分」OK
- 提供可能な例：「30分を週3日提供＝週90分」OK
- ×提供不可な例：「20分を週3日提供＝週60分」NG←60分のため『週1回程度』で提供
- ×提供不可な例：「30分を週5日提供＝週150分」NG←120分超のため『週2回超程度（要支援2）』で提供
- ×提供不可な例：「70分を週1日提供」NG←1日60分を超えるためこの提供は不可

(3) 『週2回を超える程度※』

⇒要支援2の方で週120分を超えるサービスが必要な方とします。

※1日の上限が60分となるため『週2回を超える程度』で算定する場合は、1週あたりのサービス実日数が最低3日以上あることが必要となります。

- 提供可能な例：「60分を週3日提供＝週180分」OK
- 提供可能な例：「30分を週5日提供＝週150分」OK
- ×提供不可な例：「10分を週7日提供＝週70分」NG←120分以下のため『週2回程度』での提供
- ×提供不可な例：「130分を週1日提供」NG←1日60分を超えるためこの提供は不可

(前ページから)

<1週のかえ方>

週のかまりは日曜日、終わりは土曜日とします。

ただし、月初や月末などかまりが日曜日でない、または終わりが土曜日でない場合も1週とします。

3. 1利用者につき、1週に提供できる事業所は1事業所となります。  
(1週のか中で複数事業所の提供は不可となります)

○提供可能な例：「1週目= A 事業所 2週目以降から= B 事業所・・・」OK

×提供不可な例：「1週目=「A 事業所 (30分) +B 事業所 (30分)」NG←不可

---

## 単位数と算定回数早見表

### (訪問型サービス(従前相当サービス(A3)))

	1週60分以下	1週60分超120分以下	1週120分超 ※要支援2のみ
<b>1週あたり</b>	235単位×1回 (単位数×回数)	469単位×1回 (単位数×回数)	745単位×1回 (単位数×回数)
2週/月の提供 (1週あたり×2)	235単位×2回	469単位×2回	745単位×2回
3週/月の提供 (1週あたり×3)	235単位×3回	469単位×3回	745単位×3回
4週/月の提供 (1週あたり×4)	235単位×4回	469単位×4回	745単位×4回
5週/月の提供 (1週あたり×5)	235単位×5回	469単位×5回	745単位×5回

\*請求明細欄の算定回数はサービス実日数に関わらず『1回60分/週』を基準に上記のように算定します。

\*同一建物減算は上記単位の90%相当

### (訪問型サービス(基準緩和サービス(A3)))

#### 暮らサポ研修修了者によるサービス提供

	1週60分以下	1週60分超120分以下	1週120分超 ※要支援2のみ
<b>1週あたり</b>	165単位×1回 (単位数×回数)	328単位×1回 (単位数×回数)	522単位×1回 (単位数×回数)
2週/月の提供 (1週あたり×2)	165単位×2回	328単位×2回	522単位×2回
3週/月の提供 (1週あたり×3)	165単位×3回	328単位×3回	522単位×3回
4週/月の提供 (1週あたり×4)	165単位×4回	328単位×4回	522単位×4回
5週/月の提供 (1週あたり×5)	165単位×5回	328単位×5回	522単位×5回

\*請求明細欄の算定回数はサービス実日数に関わらず『1回60分/週』を基準に上記のように算定します。

\*同一建物減算は上記単位の90%相当

(訪問型サービス(基準緩和サービス(A3)))

同週に暮らサポ研修修了者と訪問介護員(初任者研修修了者等)によるサービス提供

	1週60分以下	1週60分超120分以下	1週120分超 ※要支援2のみ
<b>1週あたり</b>	200単位×1回 (単位数×回数)	399単位×1回 (単位数×回数)	633単位×1回 (単位数×回数)
2週/月の提供 (1週あたり×2)	200単位×2回	399単位×2回	633単位×2回
3週/月の提供 (1週あたり×3)	200単位×3回	399単位×3回	633単位×3回
4週/月の提供 (1週あたり×4)	200単位×4回	399単位×4回	633単位×4回
5週/月の提供 (1週あたり×5)	200単位×5回	399単位×5回	633単位×5回

\*請求明細欄の算定回数はサービス実日数に関わらず『1回60分/週』を基準に上記のように算定します。

\*同一建物減算は上記単位の90%相当

A3：介護予防訪問サービス（介護予防型）

＜従前相当サービス＞ 算定例



## A 3 訪問型サービス（従前相当サービス） 算定例

### （介護予防型（従前相当）「5週/月」のサービス提供（計画））

※1 割負担の場合

（例1）毎週60分以下の提供を5週行う場合

サービスコード： A3 1 1 1 1（介護予防型Ⅰ）  
単位数： 235単位  
回数： 5回←算定単位1回（週）あたり  
サービス単位数：1, 175単位（235単位×5回）

（例2）毎週60分超120分以下の提供を5週行う場合

サービスコード： A3 1 2 1 1（介護予防型Ⅱ）  
単位数： 469単位  
回数： 5回←算定単位1回（週）あたり  
サービス単位数：2, 345単位（469単位×5回）

（例3）毎週120分超の提供を5週行う場合

サービスコード： A3 1 3 1 1（介護予防型Ⅲ）  
単位数： 745単位  
回数： 5回←算定単位1回（週）あたり  
サービス単位数：3, 725単位（745単位×5回）

（例4）最初（または最後）の1週を60分以下の提供、  
他の4週を60分超120分以下の提供を行う場合

1. 最初（または最後）の1週を60分以下の提供

サービスコード： A3 1 1 1 1（介護予防型Ⅰ）  
単位数： 235単位  
回数： 1回  
サービス単位数： 235単位（235単位×1回）

2. 他の4週を60分超120分以下の提供

サービスコード： A3 1 2 1 1（介護予防型Ⅱ）  
単位数： 469単位  
回数： 4回  
サービス単位数：1, 876単位（469単位×4回）

3. 1+2=A3合計 2, 111単位（235単位+1, 876単位）

（前ページから）

（例5）『要支援2』の方で、

最初（または最後）の1週を60分超120分以下の提供、

他の4週を120分超の提供を行う場合

1. 最初（または最後）の1週を60分超120分以下

サービスコード： A3 1211（介護予防型Ⅱ）

単位数： 469単位

回数： 1回

サービス単位数： 469単位（469単位×1回）

2. 他の4週を120分超提供

サービスコード： A3 1311（介護予防型Ⅲ）

単位数： 745単位

回数： 4回

サービス単位数：2,980単位（745単位×4回）

3. 1+2=A3合計 3,449単位（469単位+2,980単位）



## （介護予防型（従前相当）「4週/月」のサービス提供（計画））

（例1）毎週60分以下の提供を4週行う場合

サービスコード： A3 1 1 1 1（介護予防型Ⅰ）  
単位数： 235単位  
回数： 4回  
サービス単位数： 940単位（235単位×4回）

（例2）毎週60分超120分以下の提供を4週行う場合

サービスコード： A3 1 2 1 1（介護予防型Ⅱ）  
単位数： 469単位  
回数： 4回  
サービス単位数： 1,876単位（469単位×4回）

（例3）『要支援2』の方に毎週120分超の提供を4週行う場合

サービスコード： A3 1 3 1 1（介護予防型Ⅲ）  
単位数： 745単位  
回数： 4回  
サービス単位数： 2,980単位（745単位×4回）

（例4）最初（または最後）の1週を60分以下までの提供、  
他の3週を60分超120分以下の提供を行う場合

1. 最初（または最後）の1週を60分以下

サービスコード： A3 1 1 1 1（介護予防型Ⅰ）  
単位数： 235単位  
回数： 1回  
サービス単位数： 235単位（235単位×1回）

2. 他の3週を60分超120分以下提供

サービスコード： A3 1 2 1 1（介護予防型Ⅱ）  
単位数： 469単位  
回数： 3回  
サービス単位数： 1,407単位（469単位×3回）

3. 1+2=A3合計 1,642単位（235単位+1,407単位）

## （介護予防型（従前相当）「1～3週/月」のサービス提供（計画））

（例1）週60分以下の提供を2週行う場合

サービスコード： A3 1 1 1 1（介護予防型Ⅰ）  
単位数： 235単位  
回数： 2回  
サービス単位数： 470単位（235単位×2回）

（例2）週60分超120分以下の提供を3週行う場合

サービスコード： A3 1 2 1 1（介護予防型Ⅱ）  
単位数： 469単位  
回数： 3回  
サービス単位数： 1,407単位（469単位×3回）

（例3）『要支援2』の方に週120分超の提供を1週行う場合

サービスコード： A3 1 3 1 1（介護予防型Ⅲ）  
単位数： 745単位  
回数： 1回  
サービス単位数： 745単位（745単位×1回）

（例4）最初（または最後）の1週を60分以下の提供、  
他の1週を60分超120分以下の提供を行う場合

1. 最初（または最後）の1週60分以下

サービスコード： A3 1 1 1 1（介護予防型Ⅰ）  
単位数： 235単位  
回数： 1回  
サービス単位数： 235単位（235単位×1回）

2. 他の1週を60分超120分以下提供

サービスコード： A3 1 2 1 1（介護予防型Ⅱ）  
単位数： 469単位  
回数： 1回  
サービス単位数： 469単位（469単位×1回）

3. 1+2=A3合計 704単位（235単位+469単位）

A3：介護予防訪問サービス（生活援助特化型）  
＜基準緩和サービス＞ 算定例



## A 3 訪問型サービス（基準緩和サービス） 算定例

### （生活援助特化型（基準緩和）「5週/月」のサービス提供（計画））

※1 割負担の場合

（例1）毎週60分以下の提供を5週行う場合

サービスコード： A3 1131（生活援助特化型Ⅰ）  
単位数： 165単位  
回数： 5回←算定単位1回（週）あたり  
サービス単位数： 825単位（165単位×5回）

（例2）毎週60分超120分以下の提供を5週行う場合

サービスコード： A3 1231（生活援助特化型Ⅱ）  
単位数： 328単位  
回数： 5回←算定単位1回（週）あたり  
サービス単位数： 1,640単位（328単位×5回）

（例3）毎週120分超の提供を5週行う場合

サービスコード： A3 1331（生活援助特化型Ⅲ）  
単位数： 522単位  
回数： 5回←算定単位1回（週）あたり  
サービス単位数： 2,610単位（522単位×5回）

（例4）最初（または最後）の1週を60分以下の提供、  
他の4週を60分超120分以下の提供を行う場合

1. 最初（または最後）の1週を60分以下の提供

サービスコード： A3 1131（生活援助特化型Ⅰ）  
単位数： 165単位  
回数： 1回  
サービス単位数： 165単位（165単位×1回）

2. 他の4週を60分超120分以下の提供

サービスコード： A3 1231（生活援助特化型Ⅱ）  
単位数： 328単位  
回数： 4回  
サービス単位数： 1,312単位（328単位×4回）

3. 1+2=A3合計 1,477単位（165単位+1,312単位）

（前ページから）

（例5）『要支援2』の方で、

最初（または最後）の1週を60分超120分以下までの提供、  
他の4週を120分超の提供を行う場合

1. 最初（または最後）の1週を60分超120分以下

サービスコード： A3 1231（生活援助特化型Ⅱ）

単位数： 328単位

回数： 1回

サービス単位数： 328単位（328単位×1回）

2. 他の4週を120分超提供

サービスコード： A3 1331（生活援助特化型Ⅲ）

単位数： 522単位

回数： 4回

サービス単位数：2,088単位（522単位×4回）

3. 1+2=A3合計 2,416単位（328単位+2,088単位）

## （生活援助特化型（基準緩和）「4週/月」のサービス提供（計画））

（例1）毎週60分以下の提供を4週行う場合

サービスコード： A3 1131（生活援助特化型Ⅰ）  
単位数： 165単位  
回数： 4回  
サービス単位数： 660単位（165単位×4回）

（例2）毎週60分超120分以下の提供を4週行う場合

サービスコード： A3 1231（生活援助特化型Ⅱ）  
単位数： 328単位  
回数： 4回  
サービス単位数： 1,312単位（328単位×4回）

（例3）『要支援2』の方に毎週120分超の提供を4週行う場合

サービスコード： A3 1331（生活援助特化型Ⅲ）  
単位数： 522単位  
回数： 4回  
サービス単位数： 2,088単位（522単位×4回）

（例4）最初（または最後）の1週を60分以下までの提供、  
他の3週を60分超120分以下の提供を行う場合

1. 最初（または最後）の1週を60分以下

サービスコード： A3 1131（生活援助特化型Ⅰ）  
単位数： 165単位  
回数： 1回  
サービス単位数： 165単位（165単位×1回）

2. 他の3週を60分超120分以下提供

サービスコード： A3 1231（生活援助特化型Ⅱ）  
単位数： 328単位  
回数： 3回  
サービス単位数： 984単位（328単位×3回）

3. 1+2=A3合計 1,149単位（165単位+984単位）

## （生活援助特化型（基準緩和）「1～3週/月」のサービス提供（計画））

（例1）週60分以下の提供を2週行う場合

サービスコード： A3 1131（生活援助特化型Ⅰ）  
単位数： 165単位  
回数： 2回  
サービス単位数： 330単位（165単位×2回）

（例2）週60分超120分以下の提供を3週行う場合

サービスコード： A3 1231（生活援助特化型Ⅱ）  
単位数： 328単位  
回数： 3回  
サービス単位数： 984単位（328単位×3回）

（例3）『要支援2』の方に週120分超の提供を1週行う場合

サービスコード： A3 1331（生活援助特化型Ⅲ）  
単位数： 522単位  
回数： 1回  
サービス単位数： 522単位（522単位×1回）

（例4）最初（または最後）の1週を60分以下の提供、  
他の1週を60分超120分以下の提供を行う場合

1. 最初（または最後）の週60分以下

サービスコード： A3 1131（生活援助特化型Ⅰ）  
単位数： 165単位  
回数： 1回  
サービス単位数： 165単位（165単位×1回）

2. 他の週を60分超120分以下提供

サービスコード： A3 1231（生活援助特化型Ⅱ）  
単位数： 328単位  
回数： 1回  
サービス単位数： 328単位（328単位×1回）

3. 1+2=A3合計 493単位（165単位+328単位）

## (介護予防型(従前相当サービス)と 生活援助特化型(基準緩和サービス)を組み合わせたサービス提供(計画))

同一事業所であることが前提となります。ひと月に介護予防型と生活援助特化型について、それぞれ異なる事業所で組み合わせることはできません。

(例1) 5週ある月で、隔週(2週+3週)、

「介護予防型(従前相当)」と

「生活援助特化型(基準緩和)」を週60分以下で提供する場合

1. 「介護予防型(従前相当)」の週60分以下を『2週提供』

サービスコード: A3 1111 (介護予防型Ⅰ)

単位数: 235単位

回数: 2回

サービス単位数: 470単位(235単位×2回)

2. 「生活援助特化型(基準緩和)」の週60分以下を『3週提供』

サービスコード: A3 1131 (生活援助特化型Ⅰ)

単位数: 165単位

回数: 3回

サービス単位数: 495単位(165単位×3回)

3. 1+2=A2 合計 965単位(470単位+495単位)

(例2) 4週ある月で、『要支援2』の方に隔週(2週+2週)、

「介護予防型(従前相当)」を週120分超、

「生活援助特化型(基準緩和)」を週60分超120分以下で提供する場合

1. 「介護予防型(従前相当)」の週120分超を『2週提供』

サービスコード: A3 1311 (介護予防型Ⅲ)

単位数: 745単位

回数: 2回

サービス単位数: 1,490単位(745単位×2回)

2. 「生活援助特化型(基準緩和)」の週60分超120分以下を『2週提供』

サービスコード: A3 1231 (生活援助特化型Ⅱ)

単位数: 328単位

回数: 2回

サービス単位数: 656単位(328単位×2回)

3. 1+2=A3 合計 2,146単位(1,490単位+656単位)



(前ページから)

(例3) 5週ある月に毎週60分以下の提供を同週に

「介護予防型(従前相当)」を週30分以下

「生活援助特化型(基準緩和)」を週30分以下で提供する場合

サービスコード: A3 1121 (併用型Ⅰ)

単位数: 200単位

回数: 5回

サービス単位数: 1,000単位(200単位×5回)

(例4) 4週ある月で毎週60分超120分以下の提供を同週に、

「介護予防型(従前相当)」を週60分以下、

「生活援助特化型(基準緩和)」を週60分以下で提供する場合

サービスコード: A3 1221 (併用型Ⅱ)

単位数: 399単位

回数: 4回

サービス単位数: 1,596単位(399単位×4回)

(例5) 4週ある月で、『要支援2』の方に隔週(2週+2週)

同週に

「介護予防型(従前相当)」を週60分以下、

「生活援助特化型(基準緩和)」の週90分超を『2週提供』

「介護予防型(従前相当)」の週60分超120分以下を『2週提供』

1. 同週に「介護予防型(従前相当)」の週60分以下

「生活援助特化型(基準緩和)」の週90分超を『2週提供』

サービスコード: A3 1321 (併用型Ⅲ)

単位数: 633単位

回数: 2回

サービス単位数: 1,266単位(633単位×2回)

2. 「介護予防型(従前相当)」の週60分超120分以下を『2週提供』

サービスコード: A3 1211 (介護予防型Ⅱ)

単位数: 469単位

回数: 2回

サービス単位数: 938単位(469単位×2回)

3. 1+2=A3合計 2,204単位(1,266単位+938単位)

## <週の途中の変更事由があった場合の算定例>

\*介護予防型（従前相当サービス）を例にしていますが、生活援助特化型（基準緩和サービス）も単位数が異なるのみで考え方は同じです。

### （利用者との契約開始（または契約解除））

★開始の場合：契約開始日の属する週の

『契約開始日から土曜日までのサービス提供（計画）分※』

☆解除の場合：契約解除日の属する週の

『日曜日から契約解除日までのサービス提供（計画）分※』

※その週にサービス実績が無い場合は算定できません

例1：★開始の場合～週 60 分以下のサービス提供（計画）を開始する場合

（例は、契約開始日の属する週の契約開始日から土曜日までの日数が3日と仮定）

契約開始日の属する週の『契約開始日から土曜日までのサービス提供（計画）』

サービスコード： A3 1 1 1 1（介護予防型Ⅰ）

単位数： 235単位

回数： 1回←算定単位1回（週）あたり

サービス単位数： 235単位（235単位×1）

例2：☆解除の場合～週 60 分超 120 分以下のサービス提供（計画）

（例は、3週提供+契約解除日の属する週の日曜日から契約解除日まで5日と仮定）

3週の提供+契約解除日の属する週の『日曜日から契約解除日までのサービス提供（計画）』

サービスコード： A3 1 2 1 1（介護予防型Ⅱ）

単位数： 469単位

回数： 4回（3週分+1週分（契約解除日の属する週））

サービス単位数： 1,876単位（469単位×4）

(同一保険者管内で転居等により事業所を変更した場合)

★変更前の事業所：契約解除日の属する週の

『日曜日から契約解除日までのサービス提供（計画）分』

☆変更後の事業所：契約開始日の属する週の

『契約開始日から土曜日までのサービス提供（計画）分』

※その週にサービス実績が無い場合は算定できません

例1：★変更前の事業所～週 60 分超 120 分以下のサービス提供（計画）

（2週提供＋契約解除日の属する週の日曜日から契約解除日まで4日と仮定）

2週 of 提供＋契約解除日の属する週 of 『日曜日から契約解除日までのサービス提供（計画）』

サービスコード： A3 1 2 1 1（介護予防型Ⅱ）

単位数： 469単位

回数： 3回（2週分＋1週分（契約解除日の属する週））

サービス単位数： 1, 407単位（469単位×3回）

例2：☆変更後の事業所～週 60 分以下のサービス提供（計画）を開始する場合

（契約開始日の属する週の契約開始日から土曜日までの日数が3日＋2週提供と仮定）

契約開始日の属する週 of 『契約開始日から土曜日までの日数』

サービスコード： A3 1 1 1 1（介護予防型Ⅰ）

単位数： 235単位

回数： 3回（1週分（契約開始日の属する週）＋2週）

サービス単位数： 705単位（235単位×3回）

例3：☆変更前・後の事業所～週 60 分以下のサービス提供（計画）を開始する場合

転居する週において、変更前の事業所で30分以下のサービス提供（計画）

変更後の事業所で30分以下のサービス提供（計画）

1. 転居する週 of 『日曜日から契約解除日までのサービス提供（計画）』

サービスコード： A3 1 1 1 1（介護予防型Ⅰ）

単位数： 235単位

回数： 1回（1週分）

サービス単位数： 235単位（235単位×1回）

2. 転居する週 of 『契約開始日から土曜日までのサービス提供（計画）』

サービスコード： A3 1 1 1 1（介護予防型Ⅰ）

単位数： 235単位

回数： 1回（1週分）

サービス単位数： 235単位（235単位×1回）

3. 1＋2＝A3合計 470単位（235単位＋235単位）

(同一保険者管内で同一建物減算対象施設に(から)転居した場合)

★変更前の事業所：契約解除日の属する週の

『日曜日から契約解除日までのサービス提供(計画)分※』

☆変更後の事業所：契約開始日の属する週の

『契約開始日から土曜日までのサービス提供(計画)分※』

※その週にサービス実績が無い場合は算定できません

例1：★変更前の事業所～週 60 分超 120 分以下のサービス提供(計画)

(2週提供+契約解除日の属する週の日曜日から契約解除日まで4日と仮定)

サービス提供(計画)週の算定(契約解除日の属する週を除く提供(計画)週の数)

サービスコード： A3 1 2 1 1 (介護予防型Ⅱ)

単位数： 469単位

回数： 3回(2週分+1週分(契約解除日の属する週))

サービス単位数： 1,407単位(469単位×3回)

例2：☆変更後、同一建物減算対象施設～週 60 分以下のサービス提供(計画)を開始する場合

(契約開始日の属する週の契約開始日から土曜日までの日数が3日+2週提供と仮定)

契約開始日の属する週の『契約開始日から土曜日までの日数』

サービスコード： A3 1 4 1 1 (介護予防型Ⅰ)

単位数： 212単位

回数： 3回(1週分(契約開始日の属する週)+2週分)

サービス単位数： 636単位(212単位×3回)

(要支援2 ⇄ 要支援1 となり、『週2回程度を超える場合』に(から)変更する場合)

★変更前の区分：サービス提供(計画)週の算定

+認定日の属する週の『サービス提供(計画)分※』

☆変更後の区分：認定日の属する週の『サービス提供(計画)分※』

+サービス提供(計画)週の算定

※その週にサービス実績が無い場合は算定できません

例1：★変更前の区分(事業対象者・要支援1)～週60分超120分以下のサービス提供(計画)

(2週提供+認定日の属する週の日曜日から認定日まで4日と仮定)

サービス提供(計画)週の算定(認定日の属する週を含む提供(計画)週の数)

1. サービス提供(計画)週の算定(認定日の属する週を除く提供(計画)週の数)

サービスコード： A3 1211 (介護予防型Ⅱ)

単位数： 469単位

回数： 2回(2週分)

サービス単位数： 938単位(469単位×2回)

2. 認定日の属する週の『日曜日から土曜日までの提供(計画)』

サービスコード： A3 1311 (介護予防型Ⅲ)

単位数： 745単位

回数： 1回

サービス単位数： 745単位(745単位×1回)

3. 1+2=A3合計 1,683単位(938単位+745単位)

例2：☆変更後の区分(要支援2)～週120分超のサービス提供(計画)を開始する場合

(認定日の属する週の認定日から土曜日までの日数が3日+2週提供と仮定)

サービスコード： A3 1311 (介護予防型Ⅲ)

単位数： 745単位

回数： 3回(1週分(認定日の属する週)+2週)

サービス単位数： 2,235単位(745単位×3回)

## 訪問型サービス Q&A 抜粋

問5-2 総合事業の訪問型サービスについては、1週当たりのサービス単位が新設されるとあるが、当初、週2回程度（週60分超120分以下）を計画していたものの、月途中で状況が変化して週1回程度（週60分以下）のサービス提供となった場合の取扱いはどのようにすればよいか。

状況変化に応じて、提供回数を適宜、変更することとなります。なお、その際、報酬算定については、介護予防訪問介護同様、月の途中で変更する必要はありません。

ただし、『その週のサービス利用実績がなかった場合』は、その週は算定することはできませんので利用実績があった週の数で算定してください。

なお、状況の変化が著しい場合については、翌月以降のケアプランの見直しを検討することとなります。

問5-3 総合事業の訪問型サービスについては、1週当たりのサービス単位が新設されるとあるが、当初、週2回程度（週60分超120分以下）を計画していたものの、本人の都合等で週1回程度（週60分以下）のサービス提供となった場合の取扱いはどのようにすればよいか。

本人の都合により、介護予防訪問サービス計画（従来の介護予防訪問介護計画）のサービス提供ができなかった場合でも報酬算定については介護予防訪問介護同様、月の途中で変更する必要はありません。

ただし、『その週のサービス利用実績がなかった場合』は、その週は算定することはできませんので利用実績があった週の数で算定してください。

問5-8 総合事業の訪問型サービスについては、1週当たりのサービス単位が新設されるとあるが、複数の事業所を利用することはできないのか。

現行の介護予防訪問介護と同様、原則、複数の事業所を利用することはできませんので、1つの事業所を選択する必要があります。ただし、月途中で本人希望により事業所を変更する場合は、1週単位で事業所を変更することは可能とします。(週の途中から事業所を変更することは不可)

例：1週目 A 事業所 2週目以降から B 事業所

問5-12 ~~訪問型サービスに目割コードが設定されているが、どのような場合に使用するのか。~~

~~月の途中(週の途中)に変更事由が発生した場合に使用します。~~

~~※詳細は、本算定例を参照ください。~~

※平成30年10月報酬改定に伴い削除。

問5-16 計画上位置づけられていても、サービス提供がない週については報酬算定ができないこととなっているが、その場合キャンセル料の徴収は可能か。

総合事業の訪問型サービスについても『計画上に位置づけられた単位数』にもとづき報酬算定がなされることとなることから、キャンセル料の設定は想定しがたいが、該当する週において、サービス提供が全くなく報酬算定ができない場合については、キャンセル料の徴収は可能と考えます。